



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年1月19日(水) 号外(第1号)

## 目次

告示	
○知事指定薬物の指定(薬務課)	2

ページ

2

## ■ 告 示

## ◎群馬県告示第15号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年1月19日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 知事指定薬物の名称

- (1) 1— { 1— [ 1— ( 4—ブロモフェニル) エチル] ピペリジン—4—イル} —1, 3—ジヒドロ—2H—ベンゾ [ d ] イミダゾール—2—オン (通称名 B r o r p h i n e ) 及びその塩類
- (2) 5— (シクロヘキシルメチル) —2— ( 2—フェニルプロパン—2—イル) —2, 5—ジヒドロ—1H—ピリド [ 4 , 3—b ] インドール—1—オン (通称名 C U M Y L — C H — M E G A C L O N E 、 C U M Y L — C H M E G A C L O N E 、 C H M — S G T — 1 5 1 ) 及びその塩類
- (3) メチル= 2— [ 7—アザ—1— ( 5—フルオロペンチル) —1H—インドール—3—カルボキサミド ] —3, 3—ジメチルブタノアート (通称名 5 F — M D M B — P 7 A I C A ) 及びその塩類

## 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

## 3 指定の効力が発生する日

令和4年1月20日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111